

富山県食品衛生法等に基づく行政処分事務取扱要領

平成 16 年 3 月 25 日

最終改正：令和 4 年 6 月 7 日

1 目的

この要領は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）及び富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成 22 年 6 月 23 日富山県条例第 18 号。以下「ふぐ条例」という。）の規定に基づく営業許可の取消し、又は営業等の禁止若しくは停止、その他必要な行政処分（以下「処分」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 処分の基本原則

- (1) 処分は食品等に係る食品衛生上の安全確保のために行う措置であり、時機を逸することのないよう、迅速かつ適切な方法をもってあたるものとする。
- (2) 処分は社会的不安を除去し、食品衛生上の安全確保のために行うものであり、必要以上の処分を行う等の処罰的な考え方がなされてはならない。
- (3) 処分は行政手続法（平成 5 年法律第 88 条）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分に該当するものであり、その執行にあたっては、同法に基づき適正に行うものとする。

3 違反事実の確認

違反（疑いがあるものを含む。）を探知したときは、食品衛生監視員は直ちに業者又は関係者から必要な報告を求めるとともに、当該施設に立ち入り、食品等、施設、記録簿その他の物件の調査により、違反事実を確認するものとする。

4 処分の基準

- (1) 知事又は厚生センター所長は、別表「行政処分の取扱基準」により処分を行うものとする。
- (2) 当該基準は標準的内容を示したものであり、運用にあたっては業者等の違反の程度及び再発防止に要する期間を考慮し、当該基準を加減して処分を行うことができる。

5 処分の手続

- (1) 法に基づく営業許可の取消し又は営業の全部禁止（知事権限）
厚生センター所長は、営業許可の取消し又は営業の全部禁止が相当と認めるときは、別記様式第 1 号により関係書類を添えて知事に進達するものとする。
- (2) 法に基づく営業の一部禁止、停止、廃棄その他必要な措置（厚生センター所長権限）
処分する場合は、事前に違反内容について生活衛生課に報告するものとする。
- (3) ふぐ条例に基づくふぐ処理師免許の取消し若しくは効力の停止又はふぐ処理営業の認証の取消し（知事権限）
厚生センター所長は、ふぐ処理師免許の取消し若しくは効力の停止又はふぐ処理営業の認証の取消しが相当と認めるときは、別記様式第 2 号により関係書類を添えて知事に進達するものとする。
- (4) ふぐ条例に基づくふぐ処理営業の停止（厚生センター所長権限）
処分する場合は、事前に違反内容について生活衛生課に報告するものとする。

6 聴聞又は弁明の機会の付与

処分については、行政手続法及び富山県行政手続条例に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。

なお、食中毒等の公益上緊急に行政処分をする必要があるため、聴聞等の意見陳述のための手続を執ることができない場合は、これを省略することができる。

7 処分の執行

処分は、別記様式第3号から第7号又は第12号から第15号の指令書により行うものとする。
知事の権限に属する処分については、厚生センター所長を経由して指令書を交付するものとする。

食品衛生監視員が富山県食品衛生法施行規則（平成12年富山県規則第32号）第16条の規定により処分を行う場合の様式は、様式第3号及び第5号に準ずる。

8 処分の公表

食品衛生上の危害の発生を防止するため、法に基づき書面により処分を行った場合は、法第69条に基づき公表するものとする。

また、書面による行政指導を行った場合は、法第69条に基づき公表することができるものとする。

なお、条例に基づく処分についても法第69条に準じて公表する。

9 処分の履行確認

処分を行ったときは、厚生センター所長はその履行状況について確認するものとする。

10 禁止処分等の解除

当該食品等に係る食品衛生上の安全確保が確認された場合は、当該処分を解除するものとする（別記様式第9号）。

営業等の全部禁止の場合にあっては、厚生センター所長は知事に対し別記様式第8号により処分解除を進達し、これに基づき、知事は厚生センター所長を経由して指令書を交付するものとする。

11 告発

知事又は厚生センター所長は、当該営業者等に法第81条から第83条、法第85条第1号から3号、法第87条及び第88条並びにふぐ条例第30条から第33条に規定する罰則を適用する必要があると認めるときは、別記様式第10号【復命書（様式第11号）】により証拠書類等を添えて、最寄りの捜査機関に告発するものとする。

12 その他

この要領に定めのない事項については、関係機関が協議し別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月7日から施行する。